

静岡地方裁判所委員会議事概要
(静岡地方裁判所委員会事務局)

平成21年3月3日(火)午後2時から静岡地方裁判所において開催された第12回静岡地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

出席した委員

相原惇一，海野要三，大石司朗，大多和暁，勝山啓子，桑原勝義，後藤正治，桜井典子，島田健一，園尾隆司，長谷川憲一(五十音順，敬称略)

議事

1 裁判員裁判の模擬評議

裁判員裁判用法廷(3号法廷)において、ビデオ「裁判員～あなたも体験してみませんか～」の審理部分を上映した後、相原委員、海野委員、大石委員、勝山委員、桑原委員及び桜井委員の6人を裁判員役とし、長谷川委員(裁判長役)及び静岡地方裁判所刑事部裁判官2人とともに9人で裁判体を構成して模擬評議を実施した。

2 意見交換(○:裁判員役委員，△:法曹委員)

(法曹委員からの感想)

△ 法律家にとっては当然の概念や言葉をつい使ってしまうが、一定の合意の下に意味を付与して使っているものであり、一般の会話等では出てこない。新聞記事は、中学生が読んで分かるよう、限られたスペースで意を尽くすという。我々も、限られた時間の中で、義務教育を終えた程度の方でも理解が得られる言葉使いを指導している。例えば、評議の時に裁判官が「個人法益」という言葉を使ったが、個人の身に起きたことだから、その人がどう考えるかで法律は判断する、そういう意味を説明しておけば、すんなり結びついて腑に落ちると思う。

被告人が反省を口にしても、金を出せと言った後で殴ったかどうかについて、被告人は殴っていないと言い、一方殴られたとする診断書がある。うそなのか、覚えていないのか、思い違いなのか、それともしらを切っているのか、内心本当に反省しているのか神のみぞ知ることでは分からないとの意見が出ていた。争いごとを裁くには、中立の第三者が聞いて判断するのが合理的である。裁判員制度は、これまで法曹に任せられ国が独占していたものを、国民の下に還元するもので、預けたものを取り戻したという意味にとらえてくれるとありがたい。

△ 我々は当たり前法律用語を使うが、一般の言葉とのずれはかなりある。ただ、ルールとしての法的思考については勉強する必要がある。区別するポイントを説明しないと分からないから、レクチャーが必要である。例えば事実を固めてから情状という思考ルートがある。一般の方の自由な発想は大事だが、一定の法的ルールは存在する。

△ 評議がやりにくい事件だったと思う。1万円の被害に45万円支払う示談も成立して被害者から嘆願書も出ているし、双方の意見がぶつかり合う事件ではなかった。ただ、裁判員からいろいろな論点を出され、見どころがあったと思う。

(裁判員役を務めた委員の感想)

- 勉強になった。全く異質の世界だと感じた。基本的なことをほとんど知らない者に短時間でどのように教育するのが要になるという思いを強くした。
- 罪状をどう決めるのか、微妙なところは素人には分かりにくい。刑期をどう決めるのが難しい。情に流されてしまったり、自分のことではないと軽くしてしまいがちで、厳罰主義に踏み込めない。
- 自然体で発言させてもらった。執行猶予というのが本当に良い制度なのか気になっている。
- 法的思考というのか、たとえば金を取った後に殴ったか殴らないかとか、こういう点をこういう目で見るといところが難しいと思った。我々とすれば、客観的なことを言うしかない。また、専門用語が全く分からず、評議では迷惑をかけたと思う。分かりやすくすることが浸透しやすくすることと思うので、関係者は努力してほしい。
- 勉強になった。刑を下す思いを体験できた。被告人が黙秘で全くしゃべらない場合どうするか。
- △ 無理に話させる訳にはいかない。しかし、完全黙秘というのは極めて希である。
- 執行猶予については、罪を償うことを考えると、どうなのかなと思う。新聞記事で見たときに、結局執行猶予が付いてしまったのかと思うことがある。扱いが難しい。嘆願書や示談書が決め手になった。刑を決めるときになると罪の判断の決め手になったことを忘れてしまう。別の形になってしまうという怖さを感じた。罪を決めてから刑を決めるから元に戻れない、一つ一つきちんとやっていかないといけない。

(意見交換)

- △ 興味深く見させてもらった。裁判官のリードの仕方でもかなり変わってくる気がする。裁判長の役割が非常に大きく、リードの仕方次第で良くも悪くもなる制度だと感じた。評議のルールについて一定の目安が必要だと考える。
- あの程度のシーンを見て反省の色が確実かしっかり見ることは素人にはできない。訓練ができていないし、訓練のしようもない。それが重大犯罪を対象にやるというのだから。もっと軽い犯罪なら楽にやれるのではないか。どういうところからこうなったのか知らないが、大変なことだと思う。
- △ 自分が弁護人なら違う言い方をする。
- 事実認定についてはどうか。
- △ 現実には、検察官と弁護人がきちんと整理して双方から主張するか、証拠調べの時に指摘するので、もう少し議論しやすいようになる。
- 被告人の見かけで感情が働くことがあるのではないか。
- △ 被害者側に立つのか、罪を犯した側に立つのかで見方が変わる。
- △ 午後10時頃町中で殴られた経験がある。抵抗できず、パニックになった。両面がある。被害者の側から見ると見え方が違ってくると思えば、判断も変わってくる。
- 量刑は難しい。選択できる幅が広い。
- △ 英米の陪審は有罪無罪のみで、刑は裁判官が決める。
- そうしてもらえば、まだやりやすい。実際の裁判は、いつから始まるのか。
- △ 仮に5月21日に起訴されたとしても、最初の公判期日は、7～8月になると思う。
- △ やってだめなら変えれば良い。やらずにどうこういうのは違う。

- 今日経験してみて、裁判員制度が身近になった気がする。

3 委員長改選

委員長

昨年就任したときに、とりあえず1年間やらせてもらい、その後は法曹以外で委員長をやる方がいればと話した。本日欠席の藤原委員から相原委員を次期委員長に推薦する旨の書面が提出された。相原委員が委員長になってくれるのであれば交代したい。

全会一致で相原委員を委員長に選出

4 次回テーマについて

以下の議論を踏まえ、法テラスについて取り上げ、法テラス静岡の所長を招へいすることに決定。

- 地方裁判所委員会として、これから1年の中で、裁判所に対する意見として何かまとまったものを残せばいいと思うので、是非検討してほしい。
- 法テラスについて活動内容や問題点を取り上げ、ゲストスピーカーとして法テラスの静岡事務所長を招きたい。
- それ以降のテーマについては、次回までに御提案いただきたい。

5 次回期日

平成21年6月23日（火）午後3時